

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正
する規則

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規
則第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。